

各行政分野における役割分担等の検討の状況（主要項目）

資料2

環境生活検討部会

地域振興・総務検討部会

市町村優先の行政システムの構築と業務の効率化について、適切にバランスさせていく必要がある。

処理件数が少ない事務については、当該事務が特定の市町村で集中的に発生するか、行政サービスが向上するか、事務の専門性の程度はどうか、より総合的で完結的な行政の実現に資するか、市町村が移譲を希望しているなども勘案して、個別に検討していくこととしたい。

(参考) 主な産業保安事務の種類別許認可等実績（県全体）

区分	許認可等件数		事業所等数 (H19.3)	権限	権限移譲(H19.4現在)			
	H17	H18			花巻市	遠野市	奥州市	一関市
火薬類・獣銃	製造許可		2	本庁	○		○	
	販売営業許可	1	2	93	本庁	○		○
	火薬庫設置許可	4		143	振興局	○	○	○
	譲渡許可	14	12		振興局	○	○	○
	譲受許可	57	54		振興局	○	○	○
	譲受・消費許可	185	193		振興局	○	○	○
	消費許可				振興局	○	○	○
	煙火消費許可	74	74		振興局	○	○	○
	廃棄許可	1	2		振興局	○	○	○
	輸入許可				本庁	○		○
一般ガス	獣銃等製造許可	1		14	本庁		○	
	獣銃等販売許可			18	本庁		○	
	計	337	337					
	第1種 製造許可	2	4	131	本庁		○	
	製造者 変更許可	17	26		本庁		○	
	販売事業届	5	6	(482)	本庁		○	
	第1種 設置許可	1	1	35	本庁		○	
	貯蔵所 変更許可	3			本庁		○	
	第1種 製造許可	3	1	(131)	本庁		○	
	製造者 変更許可	14	10		本庁		○	
高圧ガス	販売事業届	2	6	482	振興局		○	
	第1種 設置許可			(35)	振興局		○	
	貯蔵所 変更許可		1		振興局		○	
	一般ガス・LPガスの容器検査所の登録	1	4		本庁		○	
	第1種 製造許可	3	6	105	本庁		○	
	製造者 変更許可	9	5		本庁		○	
	販売事業届	3	2	163	本庁		○	
	計	63	72					
	販売事業者の登録		2	477	振興局	○	○	○
	保安機関の認定等	4	9	526	振興局	○	○	○
液石ガス	貯蔵施設等の設置許可等	1	3	26	振興局	○	○	○
	充てん設備の許可等	2	4	19	本庁	○	○	○
	計	7	18					

注 【本庁と振興局の権限の考え方】振興局単位での年間許認可等件数が少なく、事務処理のノウハウの蓄積が難しいものや、専門研修（2週間程度）の受講が必要であるなど高い専門性が求められる高压ガス関係については、本庁の権限としていたもの。

環境保全対策や廃棄物対策等の環境行政については、影響が広域にわたることから、県は、計画や指針及び基準の設定等の事務を行い、住民に身近で地域内で完結する事務については、効果的に迅速な対応が可能となることから、地域の実情に精通している市町村が担うことが望ましい。

なお、事務の執行に当たっては、県においては化学職や薬学職の職員が対応しており、下記に例示するとおり、専門的知識・技術を有する職員の配置が必要となる事務であるため、市町村における人材確保・育成に対する支援策等を検討していくこととしたい。

【専門的知識・技術が必要となる事務の例】

① 公害防止

工場や事業場などから排出される汚水やばい煙、粉じんなどの規制や立入検査、騒音や振動の発生施設の改善指導などをを行うためには、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律により特定工場に配置されている公害防止管理者等と同等の専門的知識が必要である。

② 廃棄物

廃棄物処理施設等への立入検査や指導などをを行うためには、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条の規定により、環境衛生指導員（資格は同法施行規則第16条）の配置が必要である。

また、「権限移譲に伴う新しい人的支援制度」に基づく2年間の県職員派遣では、派遣先市町村での事務のノウハウの蓄積は困難な状況にあり、派遣終了後の市町村における住民サービスの維持が課題となっているとの意見がある。

保健福祉検討部会

1 福祉・社会保障分野（主に生活保護、福祉事務所設置）

平成12年までの社会福祉構造改革に伴い、老人福祉、介護保険、障害者福祉、児童福祉等、地域福祉の権限、業務の実施主体は、多くは市町村に移っているが、生活保護については県の福祉事務所が町村部を所管しており、今後、次のように国、県、市町村の役割の一部を見直すことが必要である。（なお、市部においては市福祉事務所を設置し、生活保護業務を実施していること。）

国	生活保護の基準設定、県に対する指導監督
県	①生活保護の実施機関（市町村福祉事務所）に対する指導監督、人材育成 ②町村部につき近隣市への委託による保護の実施【市への事務委託】
市	保護の実施
町 村	福祉事務所設置による保護の実施（一部事務組合設立等も検討）【町村への権限移譲】

町村部における福祉事務所設置については、設置する町村側の人材確保と財源の担保が大きな課題である。また、近隣市への委託については、関係市町村の合意や委託財源の確保が重要であり、さらなる検討が必要である。

また、個別業務ということではなく今後市町村に移管となる業務について、可能な限り市町村間の業務水準を平準化していくことが必要であり、県としてどういう面で、どれだけ市町村をバックアップ（コンサルティング）すべきかについて、権限移譲を進める中で検討が必要との意見も強い。

2 地域保健・医療分野（主に専門的保健サービス、保健所設置）

平成9年の地域保健法施行により、住民に身近な保健サービス（母子、老人、精神保健や各種健康診査等）については、多くが市町村主体となったが、依然として県の保健所が実施している専門的保健サービス（感染症、難病、精神科救急、食品衛生、生活衛生等）もあり、今後、より一層住民にとっての利便性を高めるため、市町村における保健所の設置も含め、国、県、市町村の将来的な役割分担を次のとおり見直すことが必要である。

国	各種地域保健制度の設計、指針等の提示、全国的な調査研究等
県	①県型保健所設置による専門的保健サービス提供 ②専門的・広域的な保健衛生の研究、研修センター設置 ③人材確保・資質向上支援、調査研究、市町村等支援
市町村	①市町村保健センターにおける一部の専門的な保健サービスの実施【市町村への権限移譲・事務委託】（特定疾患受給申請書の受理、精神通院医療受給者証の発行、犬・猫の引取り、未熟児訪問、育成医療認定等） ②一定規模以上の市等における保健所設置【市町村への権限移譲】 （例：人口10～15万人以上、二次医療圏単位での合併等）（地域保健法施行令の改正が必要。現行の地域保健基本指針上は人口30万人以上が要件）

しかし、これまで国全体として進められてきた地域保健法改正、介護保険制度創設、医療制度改革等を受け、市町村においては業務量が非常に増加しており、特に小規模町村においては、現在の業務すら対応困難な状況がある。

また、地域保健分野においては、特に医師、獣医師、薬剤師、保健師、管理栄養士等の資格要件が必要な業務が多く、対人サービス業務として、マンパワーに頼る面が大きい分野であるだけに、今後、こうした専門職の確保、育成と、十分に業務を遂行するための財源確保が大きな課題として浮き彫りとなっている。

これら医師、獣医師等の専門職確保や、質の確保・向上のためのローテーションの困難性のほか、県が業務を担う場合と市町村が担う場合の行政の効率性の観点から、市町村がフルセットで保健所を設置するよりも、県で引き続き保健衛生分野を担うべきとの強い意見もあった。

商工労働観光検討部会

1 全般的な事項

- ・ 産業振興施策は、県固有のもの、市町村固有のものがあり、それぞれの求める役割が自ずと異なることから、単に現場に近いから市町村に権限を移譲するのではなく、それぞれの役割を踏まえ、現実の中で最も効果が上がる仕組みを構築すべきである。
- ・ 市町村のみが産業振興を行うのは限界があり、特に工業（ものづくり）系の産業振興については、広域で行うことが適当である。
- ・ 市町村への権限移譲とは別に、県として産業振興施策の遂行上必要な場合に与できる権限を留保しておくことが必要である。
- ・ 商工団体は、産業振興行政の一端を担っており、県や国の行政を遂行するにあたって不可欠の組織であることから、行政上必要な時には、県の権限移譲を受ける仕組みにしておくことが必要である。
- ・ 市町村に商工団体の指導、商工業行政に係る権限移譲を行う場合は、十分な支援（人材・ノウハウ・資金等）が必要である。

2 個別事項

(1) 観光

国	サービス効果が全国に波及する事務や、国で実施する方が効果的、効率的な事務を行う。
県	市町村の区域を越えるサービス、県が実施することが効率的・効果的な事務を行う。（県は市町村の動きを誘導・支援していく）
市町村	地域の民間事業者に最も身近な行政機関として、官民協働で地域ぐるみの観光地づくりを推進していく。
(財)岩手県観光協会	国内を中心に行っている岩手県観光協会が、主体的に外国人観光客の誘致や他県連携等を実施していく。

※ 広域的な観光（産業）振興戦略の策定、情報発信、誘客活動の実施については、市町村を中心としながら、広域振興局や地方振興局が、民間の観光関係業者等と一緒に取組む必要がある。

(2) 商工会議所法、商工会法

国	全国統一的に扱うのが適当な商工会議所における国際的業務（輸出品の原産地証明）の指導監督を担うに止め、現在持っている権限を県にすべて移譲する。
県	国から移譲される権限も含めて現在持っている権限を市町村にすべて移譲し、商工団体の県組織（商工会連合会、商工会議所連合会）との協力等による広域的な支援の役割を担う。
市町村	県からの権限移譲を受け、商工会議所、商工会等の指導監督を行う。

※ 商工会議所、商工会は地域の総合的経済団体であり、それぞれの根拠法により、活動地域も市町村内に限られるため、商工会議所、商工会の指導は市町村が行うのが望ましく、国、県及び市町村の役割分担は、上表のとおりとするのが適当と考えられる。

※ しかし、許認可権限が付与されることにより、行政庁への従属性が強くなる恐れが生じるとともに、商工会議所法の運用が、まちまちになり全国的に統一した水準の維持が困難になることを理由として、県から市町村への権限移譲はもとより、これ以上国から都道府県への権限移譲は進めるべきではないとの強い意見があつた。

「建築確認事務」は、住民生活に密着した分野であり、市町村で事務が完結することにより利便性が向上すると考えられるが、法律上、知事が行う事務を処理するためには、建築主事を配置し「特定行政庁」となる必要があることから、市町村における実施体制の整備状況を踏まえ、移譲を進める必要がある。

なお、「県土整備分野」は、主に「公物管理」を担っている分野であるが、その中でも、法令上、管理権限を移譲できる範囲が限定されるものについては、事務処理権限のみの移譲となり、1つの公物を管理する際に「管理責任を持つ者」と「事務処理権限を持つ者」が存在する状態となることから、1つの事業を2つの主体が担うことによる混乱を招かないよう、そのあり方を十分に精査していくことしたい。

農林水産検討部会

○ 農地転用に関する事務

2 ha 以下の農地転用の許可は、一部の市町村への移譲に止まっているが、市町村の主体的・自主的な取組みを促す観点から、希望する市町村へ順次事務を移譲するとともに、国から県への4 ha 超の農地転用許可権限の移譲を前提として、4 ha 以下の農地転用の許可まで、段階的に引き上げることが適当である。

(望ましい役割分担)

国	(農用地等の確保に関する基本指針の策定、県農業振興地域整備基本方針の同意)
県	(県農業振興地域整備基本方針の策定(変更)、市町村農業振興地域整備計画の同意) 4 ha 超の農地転用許可
市町村	(市町村農業振興地域整備計画の策定(変更)) 4 ha 以下の農地転用の許可

現在、国では国の関与を強化する方向で検討中であり、慎重な取扱いが必要とする意見と、地域の実情に明るい市町村が転用の許認可を行うことは時代の流れであり、国の関与を廃止すべきとの意見があった。

検討部会終了後、再度委員に意見照会したところ、原案のとおり了承された。

教育検討部会

○ 学校教育(義務)に関する事項

- 学校教育(義務)における県や市町村、学校の役割分担を考える場合の基本的視点としては、今までの上意下達の管理型の教育行政から脱却し、子どもたちに最も身近な学校が主体的に経営ができることが重要であり、県や市町村は、学校ではできないことをサポートしていくことが必要であるとの意見があった。
- そのうえで、県の果たすべき役割については、岩手の産業や地域の特性などを踏まえた教育のあり方、ビジョンなどを示し、市町村や学校は、その中から地域や学校の状況に応じて選択できる仕組みが望ましいのではないか、また、市町村や学校が独自性のある学校経営を行ううえで支障となる制度の国との調整なども県の役割の一つではないかなどの意見があった。
- さらに、現状や課題を共有することが大切であり、ビジョンや施策形成の場などに現場の視点が入る配慮など、県のビジョンや施策形成への市町村の参画、関与の仕組みが必要ではないかとの意見もあった。

以上の意見を踏まえ、学校教育(義務)における県の果たすべき役割や県の施策への市町村の参画、関与の仕組み等について、検討を進めていくことしたい。

県土整備検討部会

「道路分野」、「河川分野」、「砂防分野」、「海岸分野」については、社会経済活動の支援や国土の保全、住民の生命・財産の保護を目的とした基盤の整備・管理を適切に行う観点から、基本的には、現状の役割分担が適当である。

「都市計画分野」、「下水道分野」、「住宅対策分野」は、地域づくりや住民生活に密着した分野であり、できる限り「市町村」において担っていくことが適当である。